

# 「和光市議会基本条例(素案)」パブリックコメントの意見の概要と議会の考え方

【区分の凡例】◎意見を反映し、案を修正した    △案を修正しなかった    □その他(他の条項で修正・追加等)

パブリックコメントの意見	パブリックコメントの意見に対する議会の考え方	区分
<p style="text-align: center;">[いただいた件数]</p> <p>前文 10件</p> <p>第1章 1件</p> <p>第2章 4件</p> <p>第3章 6件</p> <p>第4章 13件</p> <p>第5章 0件</p> <p>第6章 4件</p> <p>第7章 3件</p> <p>第8章 1件</p> <p>合計 42件</p>		
前 文 について		
<p>前文</p> <p>○「用語の定義」がない。(議会、議員、執行機関)は必要。分かりにくい、あるいは一般的でない用語が多すぎるように感じる。「等」の意味が不明確ではないか。</p> <p>○地方分権時代にあつて、自治体の権限・責任の拡大、それに伴う議会の責務の重さを記述する。</p> <p>○「これまで、一問一答方式、議員政治倫理条例の制定等・・・議会改革に取り組んできた」という個所は不要。議会改革の取り組みは道半ばであり、議員政治倫理条例が珍しいものとも、一問一答方式が重要な事項とも思われない。</p> <p>○「和光市の地理的、社会特性に起因する諸課題に対応するため」は不要。課題は、和光市の地理的、社会的特性に起因するものだけでない。</p> <p>○(代案) 地方議会の重要な責務は、憲法で定める議事機関として、二代表制の下、議決権等の権能を発揮することである。地方分権の時代にあつて、地方自治体の権限と責任は格段に広がり、それに伴って地方議会の責任も重くなっている。そこで、和光市議会は、議員一人ひとりが、その責務を自覚し、研さんに努めるとともに、市長や他の執行機関(以下「市長等」という)との緊張関係を保ちながら、市民に開かれた議会、権能を発揮する議会を目指して、ここに和光市議会基本条例を制定する。</p> <p>○全体的にみて中身の無い形式的な条例である。前文の「市民に開かれた議会、権能を発揮する議会」というが誰のための議会か「市民主権」が欠けている。</p> <p>○市民に向けた「市民に開かれた議会を目指す目的」の和光市議会基本条例を検討すべきである。</p> <p>○議会の責務、議員の責務と役割について 和光市においては、議会及び議員の責務の内容はどのように定義されているのか。主な内容について説明していただきたい。</p> <p>○市長等との緊張関係について 市長や他の執行機関との緊張関係を保持することの「緊張関係」とは具体的にどのような状態を意味するのか。協調とか対立とかの関係が想像されるが、市民生活の向上の観点から考えるべきで、望ましい緊張関係をどのように考えているのか説明していただきたい。</p> <p>○市民に開かれた議会について 市民に開かれた議会、権能を発揮する議会を目指すためには、この条例に従い具体的にその実行計画、工程を明示していただき、推進委員会、評価委員会を設定し、成果を市民に公開する体制も考えていただきたい。</p>	<p>和光市議会では、議員定数の見直し、和光市議会議員政治倫理条例の制定など、これまでも積極的な議会改革に努めてきましたが、市議会が担う役割を果たすために必要な基本的事項について、まずは全議員が共通認識を持って、和光市議会としての今後の方向性や考え方について示すことを考え、基本条例制定について検討してまいりました。</p> <p>この前文に関して、分かりにくい、あるいは一般的でない用語が多いなど、さまざまなご意見をいただいたところですが、条例とは法の一形式でもあり、ご指摘のように内容の分かりやすさも求められるわけですが、法令や他の条例との整合性が求められ、専門用語、法令特有の言い回しや形式等は避けられない事情があります。しかし、第2条でも規定しています「分かりやすい説明に努めること」を踏まえ、前文及び各条文に関して改めて文言等の見直しを行います。前文では、「議会は、市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、市民の多様な意見を的確に把握し、」と、市民に開かれた議会として具体的な内容に変更します。</p> <p>※また、第1章総則に新たに、「市長等」の言葉の定義を追加します。</p>	◎

第1章 総則 について		
第1条	○第一條目的に「市民に開かれた議会」が明文化されていない。現状の議会運営が市民に開かれていると議員は他市より先進していると思うのか、統括しているのか、そういう姿勢が見えてこない。	目的規定は、条例を定めることによって、何を実現しようとするのかを明らかにすることであると考えます。ご指摘の市民に開かれた議会については、「市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。」との表現で、この条例の目的を明確にします。
第2章 議会及び議員の活動原則 について		
第2条	○市民の意見把握について 市民の多様な意見を的確に把握するための具体施策を明示していただきたい。	市民の意見把握については、第4条(議会と市民との連携)で、議会報告会等の開催を規定しています。また、新たに請願、陳情の扱いを明記します。
第3条	○「市民全体の福祉」とは地方自治法の「住民の福祉」とどう違うのか。  ○(3)議員は、「個別的な事案の解決だけにとどまらず」は不明確。 理由：この趣旨は、議員は、「一部団体や一部地域の代表にとどまらず、」という意味だと思うが、栗山町では、2で課題別、地域別の町民意見を把握するという規定があるので、この表現が生きる。 もし、和光市で取り入れるのであれば、明確に「一部団体及び地域の代表にとらわれず」が分かりやすい。  ○議員の研さんについて 市民から負託された行政を遂行するために、専門的知識、技術を習得し職責を果たすことは、議員とともに市長及び行政職員の役割として当然である。議員及びそれ以上にプロとしての行政職員の研さんの実施計画、内容、評価、成果についての公開、明示方法の具体的処方を検討、実施していただきたい。	第3号の「個別的な事案の解決だけにとどまらず、」とは、ひとつの事柄に対し、全体を踏まえて判断し、より広範な政策としていく、また、専門的な見地から深化させていくとの意味合いで表記しています。 これまでの議会運営委員会の論議を踏まえ、原案のとおりとします。
第3章 議会と市民との関係 について		
第4条	○議決されるまでのプロセスに力点を置くのであれば、和光市正規職員報酬増額の議案等のように、極めて重大な案件に対しては、議会でもいち早く採択することなく、事前により多くの市民に告知するよう、当議会は努めるものとする旨を第3章で謳って下さい。これまでの議会は、それを何度も怠ってきたがため、高額な和光市正規職員の給与と退職金を生み出した背景を反省しつつ、本件条例にこの案を採用して下さい。  ○第3章議会と市民の関係「市民主権」議員は市民が選出、市長も市民が選出市民のための行政を託している筈、現状は市民からの要望、陳情等に対して委員会で討議されるが議員の勉強不足が見受けられる現状を解決できるか。「行政の意見を聞かねば」という議員もいる。委員会においても陳情・請願した参考人からの尋問だけではなく議論をするなどすれば「市民に開かれた議会」ではないか。「積極的にその有する情報を市民と共有し説明責任を果たす」とあるがその有する情報は誰が提供するのか市民と何を共有するのか？疑問。  ○議会に対する市民の関心を高めることについて 議会に対する市民の関心が高まるように、具体的にどのような施策を検討されているのか教えていただきたい。また、傍聴意欲を高める工夫も必要であり、対策を検討していただきたい。  ○市民への情報公開、説明責任について 議会の議決事項等、積極的且つ迅速に市民に伝えるための情報公開、説明責任、意見交換会、ホームページ等種々の方法、手段が考えられるが、議会及び議員の広報活動について今以上に明確に伝達方法、ネットワーク化を推進すべく基準化を図り、予算化する必要がある、検討、実施していただきたい。  ○議会は、市民に対し議会に関する情報を積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。 理由：解説に記述しているとおりでである。「共有」より、「公開」のほうが明快である。開かれた議会を目指すという活動原則に照らし適切である。 2は素案のとおり。 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的または政策的識見等を委員会の討議に反映させるよう努めるものとする。 理由：市民参加の有効な手段だと思う。 4 議会は市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、市民による政策提案の機会として活用を図るものとする。 理由：議員の政策提案の機会として活用するというだけでなく、市民による政策提案の機会とすることで市民との連携の意味が出てくる。結果として議会の政策立案能力の強化につながる。  ○議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。 理由：別条を立て、議会報告会の目的と内容を規定し、強調する。	市民が議会活動に参画する方法として、新たに請願、陳情について第4項を設け、「議会は、請願及び陳情を市民等からの政策提案と位置づけ、必要に応じて提出者等から意見を聞くよう努めるものとする。ただし、陳情は、その内容が請願に適合するものに限る。」との内容を追加します。 また、市民への情報公開、説明責任については、議会報告会等、現在具体的な実施方法の検討を行っているところです。 そのほかいただいたご意見は、今後の取り組みとしての手法を検討します。

第4章 議会と行政の関係 について			
第5条	<p>○第5条2項の「～緊張関係に努める」とは、言うは安く行うは難し。然るに、当議会は、和光市財政の健全化を死守すべく、和光市正規職員の報酬削減に関する政策立案等のよう、和光市には言いにくいような施策にも、積極的に取り組む覚悟のある旨のような具体的な文言を入れることで、本件条例での緊張感を示して下さい。</p> <p>○「反問権」に関する記載がない。和光市議会でも規定すべき。 理由として、他市の基本条例では市役所側からの「反問権」を認めている事例があると聞きます。傍聴で聞いても、趣旨のわからない質問や論点がずれていると感ずることがあります。このような時、適切な進行のために反問権を認めてほしい。 また、議長や委員長の裁量で対応できるものかもしれないが、その裁量に個人差が出てしまわぬように、条例に反問権として規定すべき。</p> <p>○質問時間の延長の提言 質問する議員が議長に申し出れば質問時間を15分延長できるものとする。但し延長は15分×3回までとする。 理由として、より良い審議を深めるため。</p> <p>○議会審議における議員と市長等との関係は次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 理由：議会・議員と市長等との関係について規定するのであるから前文で挙げた重要ポイントの一つである市長等との緊張関係の保持を主文として記述すべき。</p> <p>○本会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>○議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。 理由：(2)で対等の原則から、また、論点を明らかにするため市長等に反問する機会を与える。</p> <p>○議員は、会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し、文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により、回答を求めるものとする。 理由：透明性を確保するために、必要なことである。</p> <p>○議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。 理由：透明性を確保するために当然のことである。</p>	<p>ご意見を受けて、各項について表現を整理します。 また反問権につきましては、基本条例に規定すべきかを含めて「反問」について改めて検討をします。 さらに、論点と争点により明確になること、議論の活性化につながるのと考えから、反問権としてではなく「その趣旨を確認するための質問をすることができる」という内容の第3項を追加します。</p>	◎
第6条	<p>○第6条では、市長等に対して、(1)～(8)の政策形成過程の資料の提出を求めているが、議会(議員)が一般質問などで政策提案を行う際も同様に、(1)～(8)の項目を示すべきではないか。 理由として、この議会基本条例の素案では、第6条で市長等に求めることは載っているが、議会が政策提案する場合については載っていない。二元代表制というならば、議会も市長等に求めるばかりではなく、自らも(1)～(8)の項目に沿って政策形成過程の説明を示した上で質問すべきではないか。</p> <p>○第6条は市長が重要な政策を策定する時は議会に報告する事を定めているというが、市長に対する締め付けではないか、議会が市長に政策提案することはないのか、議会は市長に報告させた後市民に迅速に情報提供するののか？</p> <p>○市長に対する政策等の形成過程の資料を求めることについて 市長に重要な施策について資料を求めるのみでなく、議会、議員も自ら積極的に、独自に調査研究すべきである。特に①他の自治体の施策との比較(主として近隣3～4市)、②市民参加の実施の有無については、日常的に実施できる独自体制を検討していただきたい。</p> <p>○(代案)議会は市長等が提案する重要な政策について議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について、政策の形成過程の説明を求めるものとする。 理由：難しい表現は避けわかりやすい表現にする。 資料を求めるを、説明を求めるに変える。 理由：趣旨は、資料に基づき説明を求めること。</p>	<p>ここでは市長が提案した重要な政策等について、8つの項目について説明を求めることを規定しています。これは議決機関としての議会の責任において、提案された議案に対し最終的な意思決定をするにあたり、政策等に関する情報を的確に把握し、有効に活用する必要があるからです。これらの説明を求めることで、提案される政策等の信頼性・正当性が確保されるものと思います。 また、ご意見にありますとおり議会としても、説明された情報をもとに論点を明確にした質疑と政策形成に努めることは当然と考えています。</p>	□
第8条	<p>○本条は基本条例に入れるほどのものか疑問。</p>	<p>ご意見として受けとめます。</p>	△

第6章 議会及び議会事務局の体制整備 について		
第10条	○議会事務局の体制整備について 事務局の機能の強化に努力することに関しては、具体的実行内容について明示し、市民に対しても体制強化の進捗状況を明示していただきたい。	実行内容についての明示や市民に対する体制強化の進捗状況の説明などのご意見をいただきましたが、現在、市のホームページに各部局等の方針書に、議会事務局としての重点事業の取り組みについて進捗管理を行っています。貴重なご意見として受けとめ、今後の議会活動の参考とさせていただきます。
第12条	○議会ビデオ録画について 理由として、傍聴に行けない市民が見られるようにするため。第二の議事録として活用、無編集で議会閉幕後30日以内にテープ、DVDの記録媒体に図書館または公民館で視聴できる。 ○委員会活動や開催中の議会の様子はインターネット画像で迅速に提供すべきである。 ○「市民に開かれた議会」なら夜間議会も考えてほしい。	議会広報の充実に向け、議会の活動及び議論の内容を市民に対して適時に周知するよう、多様な広報手段を活用するという内容で修正をします。 ご指摘の議会ビデオやインターネット中継については、議会のホームページの活用を始め、ICT(情報通信)技術の発達を踏まえた、広報の充実に努めてまいります。また、日曜議会など多くの傍聴機会の拡大に努めてまいります。
第7章 議員の身分及び待遇、政治倫理 について		
第13条	○議員報酬削減の件と議員定数削減の件は、名古屋市と阿久根市を始めとし昨今、世間から以前よりは注目されるようになりました。然るに、和光市議会は、各諸外国の地方議会制度を定期的に分析しつつ、近年の社会情勢や経済情勢によっては、自らをもって議員定数削減と議員報酬削減にも積極的に取り組むよう努めるものとする等の文言を第7章で採用して下さい。	ご意見を受けて、和光市議会としての議員定数に関する基本的な考え方として、民意を十分に市政に反映することは議会にとって重要な役割であることを踏まえ、議会の公平性、公正性の確保に努める必要があるということで、「定数条例改正に当たっては、広く市民の意向を把握した上で、定数を検討するものとする。」という内容に修正します。
第14条	○昨秋開催の特別職報酬審議会は、各審議会委員未経験者のみに公募資格を与える等の制約を設置したがため、公募委員はわずか一名であった。全体的にこの審議会は以前より、和光市からの息のかかった御用委員で構成される懸念が強い。然るに、職業議員廃止の議会を実現すべく、より安価な議員報酬を求め、より多くの市民感覚を採用すべきである。そのために、和光市議会は当審議会での公募枠拡大に努める旨を第14条に謳って下さい。	貴重なご意見として受けとめ、今後の議会活動の取り組みの参考とさせていただきます。
第15条	○議員は、和光市議会議員倫理条例を遵守し、品位の向上に努めなければならない。 理由：解説において記述している趣旨は、基本事項として、本則に入れることに意味がある。	具体的な事例の提案として受けとめ、参考とさせていただきます。
第8章 議会に関する他の条例との関係及び見直し について		
第17条	○規則等で、見直し期間を特定すべきではないか。	基本条例の見直しについては、必要があれば随時、修正をすべきと考えますが、ご意見を受けて見直し期間を「一般選挙を経た任期中に」と具体的な内容を加えます。
全 体 の 意 見		
全体の意見	○第2章、3章の表現について議会上位を感じさせる、市民との協働の精神からも文言の再検討を求められる。 ①「開かれた市議会」前進のため、各委員会を本会議場で公開すること。 ②本会議場に国旗、市旗を常時掲揚すること。 ③次期改選後も議員定数の削減に努めること。 ④傍聴席から全議員の動静が見えるよう、前列に設定変えを要望する。 ⑤議員研修の報告を本会議場で行うこと。  ○政治に友人を巻き込まないことを信条とするなら、一人でも議会に対し提言できるものは、議会陳情の重みとし、当議会は今後も市民から提出される陳情に対しては、請願同様に審査することを努めるものとする文言を明記して下さい。  ○和光市のことだけを考えていても、大局的に政治は語れない。然るに当議会は、県政と国会に関心をもつだけでなく、知事、県会議員、国会議員とも、緊張感ある連携を取るよう努める。また、定期的に、埼玉県議会との対話集会等を和光市で開催できるよう、当議会は努めるものとする旨も謳って下さい。  ○議会、議員の「安心・安全」「危機管理」体制の取り組みについて 市民生活のライフライン等自然現象、危機状態発生から守るために、公助として、議会、議員の果たすべき役割は重大であると考えますので、市民の安心・安全、危機管理について、最優先的に取り組むべき事項として明文化していただきたい。  ○議会基本条例推進委員会の設立について 本条例を確実に推進するための、公募市民を含めた委員会または会議を設立、発足させ、実行促進、評価、見直しのできる体制をつくる必要あり。  ○議会改革の推進について1章を設け規定すべき。	開かれた議会の情報公開の一環として、政務調査費収支報告書の積極的な公開についての規定を追加します。 なお、そのほかのご意見については、新たな議会改革の手法を検討している中で、貴重なご意見として受けとめ、今後の勉強の対象として議会活動の参考とさせていただきます。